

(様式3) 情報提供用シート 宮古市

【反映区分】

- A：提言等の趣旨に沿って措置したもの
B：実現に努力しているもの
C：当面は実現できないもの
D：実現が極めて困難なもの
S：反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月5日 (金)	1 経済 対策について	燃油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響は、観光業、飲食業及び小売業を中心とした地域経済や市民生活に甚大な影響を及ぼしています。 地域経済の立て直しには、地域の実情に応じた取り組みを実施するための財源の確保が必要であることから、以下のとおり要望します。 1 物価の安定や地域経済が回復するまでは、継続的かつ安定的な財源の確保について、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の配分額の増額など全面的な財政措置を講じるよう、国に強く働きかけること。	県では、令和6年6月7日の国に対する「令和7年度政府予算提言・要望」において、原油価格・物価高騰による影響が長期化する中、地域住民の生活や地域経済を守るための取組は、広範囲かつ長丁場となっていることから、地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の確保等の十分な財政措置及び財政基盤の弱い地方公共団体に対する重点的な配分について要望を行ったところです。 国においては、令和6年度補正予算（第1号）で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を追加し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援事業分として、県内市町村に約40億円の配分を行ったところです。 今後においても市町村との連携を密にしながら、各市町村が地域の実情に応じた施策を講じられるよう、必要に応じて国に要望していきます。 (A)	沿岸広域振興局	経営企画部	A：1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月5日 (金)	2 公共交通の維持確保について (1) 公共交通の維持確保について	市内路線バスは、国や県の補助により運行する路線があり、補助制度は地域公共交通の維持確保に大きな成果を上げています。また、鉄道、タクシーにおいても市民や観光客の足として維持確保が必要です。 つきましては、公共交通の維持確保を図るため、以下のとおり要望します。 1 幹線バス路線の維持確保のため、地域の実情や社会情勢に応じた県単補助金の要件緩和及び補助上限額の拡大を図ること。 2 すべての人が公共交通を利用しやすい環境となるよう、デマンド交通などの地域内交通において持続可能な運行が図られるように、本格運行に要する経費に対し補助制度を創設すること。	1 広域生活路線維持事業については、これまで、社会情勢や国の特例措置の実施状況等を踏まえ特例措置を実施してきたところであり、バスの令和6事業年度についても、被災地特例の激変緩和措置及び新型コロナウイルス感染症に伴う平均乗車密度要件の緩和を継続しています。補助の特例措置等については、引き続き社会情勢等を踏まえながら検討していきます。(B) 2 地域内交通への支援については、市町村が地域の実情に応じ、持続可能な公共交通体系の構築に向けた実証運行を行う場合に、地域公共交通活性化推進事業費補助により支援を行っているところです。 当該補助では、地域公共交通体系の再編に係る計画に位置付けられた路線の実証運行に加え、補助事業により構築した運行形態を継続する場合、本格運行の初年度に要する経費を補助対象としているところです。 また、幹線に接続する地域内交通等の本格運行に対しては、国の地域内フィーダー系統補助の対象となり得ることから、補助要件である法定計画の策定に対する支援を実施しているところであり、引き続き必要な支援について検討していきます。(B)	沿岸広域振興局	経営企画部	B:2

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月5日 (金)	2 公共交通の維持確保について (2) 八木沢・宮古短大駅アクセス路整備に係る支援について	八木沢・宮古短大駅は、平成31年3月の開業以来、地域住民のみならず、岩手県立大学宮古短期大学の学生にも利用されています。 地域住民及び利用者の利便性向上のため、以下のとおり要望します。 1 社会資本整備総合交付金の地域公共交通再構築事業を活用できるよう、「三陸鉄道沿線地域等公共交通網形成計画」並びに「鉄道事業再構築実施計画」について、計画変更や再認定を行うこと。 2 三陸鉄道の八木沢・宮古短大駅のアクセス路については、令和7年度の整備工事を予定しています。この事業は、岩手県立大学宮古短期大学の学生の利便性の向上及び、三陸鉄道の利用促進につながることから、工事費に係る財政支援を行うこと。	1 社会資本整備総合交付金については、従来の施設整備の事業よりも有利に活用できる可能性があることから、三陸鉄道沿線地域等公共交通網形成計画の変更や鉄道事業再構築実施計画の再認定に係る事業計画を有する貴市等と連携し、計画変更や再認定に向け取り組んだところであり、令和7年1月30日に鉄道事業再構築実施計画が再認定されたところです。(A) 2 市町村道等の道路整備については、地域事情や必要性に応じて市町村において実施しているものと認識しておりますが、当該アクセス路については、宮古市の整備計画の具体的な内容を伺ったうえで、得られる効果等を勘案し、県としての対応を検討していきます。(B)	沿岸広域振興局	経営企画部	A：1、 B：1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月5日 (金)	3 災害に強いまちづくりの推進について (1) 河川の適切な維持管理について	県が管理する河川の適切な維持管理のため、以下のとおり要望します。 1 近年多発する豪雨等災害に備え、堤防の整備、土砂浚渫や立木の除去など、河川機能の強化を図ること。 特に、閉伊川と刈屋川の合流地点の河道掘削について早期に着手し、花輪橋付近や長沢川桜づつみ付近の立木伐採など、河川の計画的な維持管理を行うこと。 2 砂防堰堤について、老朽した施設の調査や長寿命化計画に基づいた施設の修繕、維持管理を行うこと。 3 河川水門施設に係る定期点検を実施し、改良、改修が必要な施設について必要な予算を確保のうえ、早急に対応すること。 4 河川水門操作者の安全を確保するため、スルース型水門を自動開閉型へ改良すること。 5 防災・安全交付金等による財政措置の拡充について、国に強く働きかけること。	1 河川の維持管理について、県では、住宅密集地域や被災履歴のある箇所など優先度の高い箇所から順次対策を進めており、令和4年度は、摂待川ほか4河川の支障木伐採や堆積土砂の除去、令和5年度は、閉伊川ほか5河川の支障木伐採や堆積土砂の除去を実施し、令和6年度は、神田川小林地区、近内川近内橋上流、津軽石川弘川地区、重茂川館市橋上流、長沢川田鎖地区、長沢川桜づつみ付近の支障木伐採や堆積土砂の除去を実施しているところです。 また、閉伊川と刈屋川の合流地点の河道掘削及び花輪橋付近の立木の除去は必要と認識しておりますが、河川巡視により河川の状況を把握し、次年度以降、管内河川の優先度の高い箇所から順次対策を講じていく予定です。今後も現地の状況を確認しながら、適切な河川の維持管理に努めていきます。(A) 2 砂防堰堤の維持管理については、毎年実施している砂防施設点検結果や長寿命化計画等に基づき対策を進めており、令和4年度に和井内地区安庭沢堰堤上流の堆積土砂を除去したところです。引き続き、砂防施設点検等により施設の状況を把握し修繕等を行うとともに、長寿命化計画も踏まえた適切な維持管理に努めていきます。(A) 3、4 河川水門については、定期的実施している水門施設点検の結果を踏まえ、改良、改修が必要な場合は速やかに対応するとともに、自動開閉型水門の導入についても検討していきます。(B)	沿岸広域振興局	土木部	A：2、 B：2

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
			5 県では、洪水発生時に堆積した河道の土砂撤去など、緊急的に対応すべき防災・減災対策に資する事業について、防災・安全交付金等による財政措置の継続を国に対し要望しているところであり、今後も機会を捉えて働きかけていきます。 (B)			

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月5日 (金)	3 災害に強いまちづくりの推進について (2) 砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び治山事業の促進について	近年、豪雨等により土砂災害による被害が多発していることから、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び治山事業について、一層の整備促進を図るため、以下のとおり要望します。 1 整備中の砂防事業（赤前上の沢(2)、北井沢）、急傾斜地崩壊対策事業（太田二丁目）、復旧治山事業（里、中の浜、和野）について早期に完成させること。 2 被害が多数発生した重茂、赤前、津軽石、崎山、新里、川井の各地区について、早急に対策を進めること。 特に、土砂災害特別警戒区域（土石流）の田の沢の既設砂防堰堤の適切な維持管理を継続するとともに、土砂災害特別警戒区域（急傾斜）の星山、上箱石、川井-9 について早期に事業化すること。 3 令和4年7月23日の豪雨により発生した鈴久名地区の山腹崩壊について早急に完成させること。	1 治山事業の里地区については、令和6年度に工事に着手し令和7年3月に完成予定です。 また、中の浜地区については、令和6年度に工事に着手し、和野地区については、令和6年度に測量設計に着手しており、早期完成に向け、取り組んでいきます。(A) 砂防事業赤前上の沢(2)については、令和4年度から工事に着手しており、引き続き、早期完成に向けて事業を推進していきます。(A) 砂防事業北井沢については、現在、詳細設計等を進めており、引き続き、早期工事着手に向けて事業を推進していきます。(A) 急傾斜地崩壊対策事業（太田二丁目）については、今年度、新規に事業着手し、測量及び地質調査を行っています。引き続き、早期工事着手に向けて事業を推進していきます。(A) 2 土砂災害特別警戒区域（土石流）の田の沢については、既設の砂防堰堤の適切な維持管理に努めるとともに、今後、現地の堆砂状況を踏まえながら、土砂・流木等堆積物の撤去等の必要な対策について検討していきます。(C)。土砂災害特別警戒区域（急傾斜）の星山、上箱石、川井-9 については、被災履歴や避難所、防災拠点などの保全対象の重要性や緊急性を踏まえて重点化を図るなど、県全体の整備状況を考慮しながら検討を進めていきます。(C) 3 鈴久名地区の山腹崩壊については、令和5年度から事業に着手しており、引き続き早期完成に向け、取り組んでいきます。(A)	沿岸広域振興局	農林部、土木部	A：5、 C：2

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月5日 (金)	3 災害に強いまちづくりの推進について (3) 浸水対策事業の推進について	浸水対策を実施するうえで必要な道路の冠水対策や河川の改修などについて、以下のとおり要望します。 1 社会資本整備総合交付金を含めた既存制度の補助要件の拡大及び新たな財政支援の創設について、国に強く働きかけること。 2 根市地区について、台風第10号において国道106号及び沿線の住宅・事業所が浸水する被害が発生したことから、国道106号の排水側溝の改修を行うこと。	1 貴市が実施している浸水対策基本調査において、今後示される具体的対応案について、社会資本整備総合交付金等の制度対象の可否を勘案し、補助要件拡大等の財政支援について国へ働き掛けていきます。(B) 2 道路の排水施設は、道路利用者の安全な通行を確保するため、基準に基づき必要な排水能力を確保し、設置することとしています。 要望の国道106号根市地区の排水側溝の改修についても、この基準により、現在の側溝を設置していることから、早期の改修は困難ですが、令和5年度にフラップゲート下流の堆積土砂を一部除去しているところであり、今後も、流末を含め、排水系統の点検を行い、適切な維持管理に努めていきます。(C)	沿岸広域振興局	土木部	B：1、 C：1
令和6年 7月5日 (金)	3 災害に強いまちづくりの推進について (4) 水防警報河川の追加指定について	今後の適切な避難指示等の実施のため、以下のとおり要望します。 1 危機管理型水位計が設置された山口川、近内川、二又川、飛沢川、小国川、夏屋川、鈴久名川、倉の沢川、薬師川、神田川、摂待川、八木沢川、重茂川河川に係る水防警報河川の早急な追加指定をすること。	1 危機管理型水位計が設置された河川における水防警報河川の指定については、危機管理型水位計の運用実績等や他県の動向等を踏まえ、指定の適否を判断し、今後の計画への位置付けについて検討していきます。(C)	沿岸広域振興局	土木部	C：1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月5日 (金)	3 災害に強いまちづくりの推進について (5) 復興関連事業終了に伴う財政負担増加に対する軽減策について	復興関連事業の終了に伴い、通常事業に移行したことにより財政負担が増加していることから、以下のとおり要望します。 1 通常事業に移行したことにより、市の財政負担が増加した音部漁港の整備について、負担の軽減策を講じること。	東日本大震災津波に係る復興事業として取り組んできた音部漁港の掘り込み整備については、地元漁協の追加要望等により事業費が増加することから、その増加分は、通常事業で対応することとしております。 引き続き、宮古市や地元漁協と協議・調整を行いながら、事業費の縮減を図り、宮古市負担額の軽減に努めていきます。(B)	沿岸広域振興局	水産部	B : 1
令和6年 7月5日 (金)	4 道路交通ネットワークの整備促進について (1) 宮古盛岡横断道路の整備促進について	重要物流道路の候補路線に指定された宮古盛岡横断道路について、災害時の緊急体制やきめ細かな道路管理体制を整えるため、以下のとおり要望します。 1 田鎖墓目道路及び箱石達曽部道路の整備促進に向けた必要な予算確保など、事業推進を図ること。 2 箱石達曽部道路は、箱石地区へのアクセス向上を図ること。 3 国土交通大臣管理の指定区間への編入について、国に強く働きかけること。	1 田鎖墓目道路は令和2年度、箱石達曽部道路は令和3年度に国により事業化されたところですが、県では、令和7年度政府予算等に係る提言・要望において、これらの道路を始めとする宮古盛岡横断道路の整備推進をについて国に要望したところであり、引き続き国へ強く働きかけていきます。(B) 2 また、箱石達曽部道路の箱石地区へのアクセスについては、要望の趣旨や内容について、国に伝えていきます。(C) 3 県では、令和7年度政府予算等に係る提言・要望において、復興支援道路として整備された宮古盛岡横断道路の指定区間編入についても国に要望したところであり、東北地方の連携・交流の骨格となる格子状骨格道路として、国で一体的に管理することについて、引き続き様々な機会を捉えて国へ働きかけていきます。(B)	沿岸広域振興局	土木部	B : 2、 C : 1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月5日 (金)	4 道路 交通ネットワーク の整備促進について (2) 国道340号 「宮古～岩泉間」(和井内～押角トンネル間)の整備促進について	押角トンネルが供用開始され、押角峠工区から宮古側 1.7 kmの区間については、令和2年度から和井内押角工区として事業着手されました。 交通難所の解消に向けて、以下のとおり要望します。 1 一般国道340号宮古岩泉間全線の整備計画を早急に示すこと。 2 和井内押角工区の早期完成に向けた事業推進を図ること。 3 未改良区間の残り約 2.0 kmについて、早期に事業化すること。	1 一般国道340号宮古岩泉間の整備計画については、「和井内～押角工区」及び「浅内工区」の進捗状況や交通量の推移、公共事業予算の動向等を見極めていきます。(C) 2 一般国道340号落合～宮古市和井内間は、幅員狭小で急カーブや急勾配が連続している区間があることから、整備が必要と認識しています。このため、宮古側については、令和2年度に「和井内～押角工区」として事業化し、令和6年度は道路改良工事及び用地取得等を進めてきたところです。今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A) 3 約 2.0km の未改良区間については、幅員が狭く、急カーブが連続していることから、整備が必要な区間と認識しており、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)	沿岸広域振興局	土木部	A：1、 C：2

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月5日 (金)	4 道路 交通ネットワークの整備促進について (3) 国道106号、340号及び主要地方道の防災対策及び改良について	安全かつ円滑な交通の確保と、災害に強い道路ネットワークを構築するため、以下のとおり要望します。 1 土砂崩落を防ぐ法面補強や落石防護柵の設置など、防災対策にかかる必要な予算を確保し、施設整備を推進すること。 2 重茂半島線はカーブが連続し、狭隘な個所も多く存在し、東日本台風においては未改良区間の崩落により集落が一時孤立したことから、早期に全線改良すること。 3 紫波江繋線について、江繋「大畑地区からタイマグラ地区」の道路改良整備をすること。 4 大槌小国線について、小国（道又）から大槌町金沢までの区間の「土坂峠トンネル」について早期に事業化すること。 5 宮古岩泉線について、宮園団地から箱石地区を経由し、田代地区に至る延長約11kmの区間を早期に改良すること。	1 県では、災害に強い道路ネットワークの構築などの防災・減災対策を推進するため、令和7年度政府予算提言・要望において、国の公共事業関係費の安定的・持続的な確保と併せ、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に係る必要な予算・財源を当初予算において別枠で確保するとともに、5か年加速化対策期間終了後においても、中長期的見通しのもと、継続的に対策を講ずる必要があることから、引き続き、国土強靱化に必要な予算・財源を別枠で確保するよう国に要望したところであり、今後も引き続き必要な予算の確保について、国に働きかけていきます。(B) また、施設整備については、令和6年度は、国道106号の川内地区で落石対策工事を行っており、引き続き整備を推進していきます。(A) 2 主要地方道重茂半島線については、地域の産業や経済活動、日常生活を支える重要な路線であり、災害時において緊急輸送を担う路線と認識しています。未改良区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C) 3 主要地方道紫波江繋線の大畑地区からタイマグラ地区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)	沿岸広域振興局	土木部	A：1、 B：1、 C：4

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
			4 主要地方道大槌小国線については、令和元年度までに宮古市小国地区から大槌町金澤地区間のうち、早期に整備効果が発現できる現道拡幅区間約 1,100m の整備が完了したところです。 残る区間の整備については、急峻な地形であり、長大トンネルを含む大規模な事業となることが想定されることから、慎重な検討が必要であると考えており、公共事業予算の動向や、復興道路開通後の交通の流れの変化なども考慮しながら、総合的に判断していきます。（C） 5 主要地方道宮古岩泉線（宮園団地～箱石地区～田代地区間）については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。（C）			

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月5日 (金)	4 道路 交通ネットワーク の整備促進について (4) 通 学路の安全確保について	全国で発生している通学路における死傷事故を踏まえ、歩行者の安全を確保するため、以下のとおり要望します。 1 通学路における歩道の設置や、ガードレールの設置等の交通安全対策事業に積極的に取り組むこと。	県では、いわて県民計画（2019～2028）に基づき、歩行者の安全な通行を確保するため、通学路等への歩道設置や防護柵等の交通安全施設の整備を推進しているところであり、引き続き取り組んでいきます。（A）	沿岸広域振興局	土木部	A：1
令和6年 7月5日 (金)	4 道路 交通ネットワーク の整備促進について (5) 宮 古盛岡横断道路、国道340号 の全線にわたる携帯電話の 不感エリアの解消及び改善 について	携帯電話不感エリアの解消により、利用者の利便性の向上、緊急時の連絡手段の確保が図られることから、以下のとおり国と通信事業者への働きかけを要望します。 1 岩手県の地域防災計画において、「緊急輸送道路」に位置付けられている宮古盛岡横断道路及び国道340号について、全線にわたる携帯電話の不感エリアの解消及び改善を行うこと。 2 特に、「立丸峠」「押角峠」については、トンネル及びその前後区間が長距離にわたり不感エリアであることから、早急にエリア化を図ること。 3 国及び通信事業者への働きかけや早期事業化に向けて、引き続き支援すること。	携帯電話の不感地域解消は重要な課題であり、これまでも国に対し、県として、整備について繰り返し要望しているほか、携帯電話事業者に対して、不感地域の解消を要請してきました。 宮古盛岡横断道路については、令和3年度まで、国道340号については、令和4年度までに、立丸峠周辺の非居住地域及び一部トンネル区間を除き、おおむねエリア化されたところです。 残る不感エリア（一部トンネル区間等）についても、公益社団法人移動通信基盤整備協会と協議を進めるほか、引き続き県から国及び携帯電話事業者等へ携帯電話利用環境の整備を働きかけていきます。（B）	沿岸広域振興局	経営企画部、 土木部	B：1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月5日 (金)	5 重要港湾宮古港の機能強化について (1) 重要港湾機能の強化について	重要港湾機能の維持・強化と活性化に向け、以下のとおり要望します。 1 重要な港湾機能であるタグボートの常駐は、県の責任において行うこと。 2 藤原ふ頭の耐震強化岸壁整備について早急に事業化を行うこと。 3 早急に藤原地区の静穏度向上対策を図ること。	1 宮古港へのタグボートの常駐については、宮古・室蘭フェリー就航時における貴市との合意を踏まえ、寄港再開決定の際には、貴市と連携して費用を負担することとしています。(B) 2 耐震強化岸壁については、令和2年度に策定した「宮古港長期構想」において、適切な施設配置を検討したところです。耐震強化岸壁の整備については、今後、施工方法や概略事業費を整理したうえで、公共事業予算の推移や事業の優先度を勘案しながら事業化の手法や時期について検討していきます。また、令和7年度政府予算要望において、既存岸壁の耐震化に関する補助事業についての制度拡充を要望したところであり、引き続き国へ働きかけていきます。(B) 3 藤原地区の静穏度向上対策については、港湾計画の改訂が必要であることから、令和2年度に「宮古港長期構想」を策定したところであり、引き続き、貴市と連携して港湾計画の改訂に向けた貨物需要の掘り起こしや課題整理等に取り組んでいきます。(B)	沿岸広域振興局	土木部	B：3

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月5日 (金)	5 重要 港湾宮古 港の機能 強化につ いて (2) ポ ートセー ルスの強 化につい て	宮古港を核とした広域的な産業振興が図られるよう、以下のとおり要望します。 1 フェリー定期航路の再開に向け、ポートセールスを強化すること。 2 クルーズ船の寄港効果を県内に波及させるため、インバウンド対策など受入環境の整備や歓迎事業に必要な予算を確保するとともに、ポートセールスを強化すること。 3 港湾利用企業の立地や拡大に向け、ポートセールスを強化すること。	1 フェリー定期航路の再開に向けたポートセールス活動の強化については、今年度から開始されたトラックドライバーの労働時間の上限規制を踏まえ、乗船時間が約10時間と、ドライバーの十分な休憩時間を確保できる宮古・室蘭フェリー航路の優位性を荷主や運送事業者等に対し提案するなど、引き続き貴市と連携して取り組んでいきます。(A) 2 これまで、県ではクルーズ船寄港時の臨時制限区域のフェンス設置や警備員の配置などのふ頭保安対策を講じてきたほか、歓送迎対応や観光案内所での県内の観光情報の発信及び通訳対応、関係旅行会社等を訪問しての新たなオプションルツアーコースの提案等の取組みを行ってきたところです。 また、今年度は、これまでの取組みに加え、宮古市が行う「みやこポートフェスタ」への支援を行ったところです。 今後も、関係市町村と連携しながら、クルーズ船の寄港効果を県内に波及させるため、インバウンドの受入環境の整備や県内周遊の促進に取り組んでいきます。 クルーズ船社へのポートセールスについては、令和5年度末に宮古港と県内陸部とのアクセス向上をPRするパンフレットを貴市の協力を得ながら作成し、クルーズ船社やランドオペレーターへのポートセールスに活用しています。 また、今年度実施している「クルーズ船誘致プロモーション事業」においては、乗客のニーズの把握をはじめ、オプションルツアーの掘り起こ	沿岸広域振興局	土木部、経営企画部	A：3

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
			しや魅力の向上を目的としたワークショップを行うこととしており、これらの成果をもとに、クルーズ船社等に対して宮古港への寄港を働き掛けていきます。（A） 3 港湾利用企業の立地や拡大に向けたポートセールスについては、貴市と連携して取り組んでいきます。（A）			

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月5日 (金)	6 移住 定住の推 進につい て (1) 若 者の移住 推進に向 けた支援 策の拡充 について	若者の移住、U・Iターンの推進に向け、若者を対象とした支援策の拡充について、以下のとおり要望します。 1 「いわて若者移住支援金」の対象者について、居住地要件を「東京圏内」から「岩手県外」に緩和すること。	いわて若者移住支援金については、より多くの若者の本県への移住、U・Iターンを促進するため、令和4年度から新卒要件を追加し、令和5年度からは、子育て世帯、女性及び25歳以下の若者に対する加算を設けています。 また、申請期限は岩手県内への転入後1年以内としていますが、令和6年度からは、県営住宅を活用した「いわてお試し居住体験事業」の参加者については、県内定着を促す観点から、入居期間終了日より1年以内に延長したところです。 居住地要件は現在のところ、東京圏としていますが、本県からの転出者が最も多い宮城県など、東京圏以外の県外も対象とすることについて、国の移住支援金制度の拡充状況も見ながら、次年度以降も検討していきます。(B)	沿岸広 域振興 局	経営企 画部	B：1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月5日 (金)	7 鳥獣被害防止対策の推進について	有害鳥獣駆除活動の推進及び増加しているニホンジカ等を新たな特産品としてジビエ利用するため、以下のとおり要望します。 1 鳥獣被害対策と一体的に効果が期待できるジビエの活用を図るため、県全域が指定されている出荷制限区域を分割するなど制限区域を見直そう、国に強く働きかけること。 2 食肉に利用する個体の放射能検査費用は、これまでと同様に国の責任において全額負担するよう、国に強く働きかけること。 3 被害状況に合わせて鳥獣保護区の解除や範囲の縮小など見直しを行い、有害鳥獣を狩猟で捕獲できるようにすること。 4 サルの目撃情報の増加とともに農業被害も確認されていることから、早急にサルを有害鳥獣に指定し、駆除活動について検討すること。 5 ジビエ施設の整備にかかる鳥獣捕獲個体処理効率化支援事業について、現行の県補助上限額を引き上げること。	1 出荷制限を解除するためには、国のガイドラインでは、原則、全県で1市町村当たり3検体以上かつ直近1カ月以内の検査結果がすべて基準値以下であることが条件とされているところです。 しかし、県内の野生鳥獣は、生息数に地域的な偏りがあり、条件を満たすことが現実的には困難となっています。 このことを踏まえ、国に対しては、実態に即した現実的な解除要件とするよう要望するとともに、内閣府の地方分権改革における提案募集に応募したところであり、引き続き、国に働きかけていきます。(B) 2 これまで、県では、釜石市、大槌町及び遠野市で食肉用に捕獲され、大槌町又は遠野市の食肉処理加工施設に搬入されたニホンジカ肉の全頭検査を実施しており、検査に要した費用については、東京電力ホールディングス(株)へ賠償請求しています。 今後においても、東京電力原子力発電所事故に伴う放射性物質検査に要した費用等については、原則、東京電力ホールディングス(株)へ賠償請求することとしています。(A) 3 鳥獣保護区は、狩猟を禁止し、鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全等することにより鳥獣の保護を図ることを目的に指定されるもので、地域における生物多様性の保全に資するものです。 現在、鳥獣保護区においては有害捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲は可能ですが、	沿岸広域振興局	保健福祉環境部、農林部	A：1、 B：4

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
			狩猟も含めた区域の見直しが必要な場合は、御相談願います。（B） 4 ニホンザルについては、県のレッドデータブックにおいて保護を要する種とされており、また現状では本県の生息分布が限定的であり、個体数の著しい増加が報告されていないこと、他の鳥獣に比べて農業被害額が少ない状況であることなどから、管理目標を定めて個体群管理を行う状況に至っておらず、現時点では、防除対策や適切な捕獲による対応がより重要と認識しています。 必要な防除対策をとってもなお被害がある場合は、捕獲許可の対象となりますので、御相談ください。（B） 5 鳥獣捕獲個体処理効率化支援事業については、ニホンジカ等の捕獲数の増加に伴い、捕獲後の個体の処理が課題となっていることから、創設したものです。県内では同種の施設の整備事例が少なく、市町村が主体となった取組を促進するため、モデル的に補助を行うものです。 補助上限額（1件あたり5,000千円）については、近隣県の先行事例を参考に設定したのですが、補助事業の活用状況等も踏まえながら検討していきます。（B）			

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月5日 (金)	8 養殖事業の推進について	天然魚の漁獲量が減少する中、養殖による水揚量確保は有効な手段です。 中でも、ホシガレイは貴重な魚であり、養殖により、安定的な水揚量の確保が期待できます。 このため、本市では、令和元年度からホシガレイの陸上養殖調査事業に取り組んでおります。 第8次岩手県栽培漁業基本計画（令和4～8年度）では、ホシガレイの放流目標を10万尾と定めているものの、現在、事業化検討の前段階として、種苗生産がなされておらず、種苗の確保が喫緊の課題となっております。 また、ウニは、養殖を行うことで通年出荷が可能となり、漁家の所得向上や特産品化が期待できます。 本市では、現在、閉鎖循環方式の陸上養殖に取り組んでおり、陸上養殖に必要な費用への支援及び陸上養殖の知識や技術の支援が課題となっております。 つきましては、以下のとおり要望します。 1 ホシガレイの種苗生産及び安定的な供給体制を早急に整えること。 2 ウニの陸上養殖にかかる知識や技術の支援を行うとともに、陸上養殖に必要な費用の支援制度を創設すること。 3 新たな魚介類養殖の可能性について、調査を行うこと。	1 ホシガレイの種苗生産については、国の水産研究・教育機構からの技術移転を受けながら、（一社）岩手県栽培漁業協会において、技術開発を進めているところです。 一方、種苗生産の事業化に向けては、親魚の確保、稚魚のふ化率の向上、疾病対策及び生産経費の確保など、技術的・経営的な課題があると認識しています。 現在、県では、水産庁、水産研究・教育機構、関係県等で構成する「ホシガレイ栽培漁業広域連携推進プラットフォーム」に参画し、ホシガレイの種苗生産技術の開発や生産体制の構築など、栽培漁業の推進に向けた相互の情報交換や技術協力を進めています。（B） 2 ウニの陸上養殖については、水産技術センターにおいて、蓄養ウニの安定出荷に向けた技術開発を進めているところであり、得られた知見を現場へ普及するとともに、養殖に係る技術支援も行っています。 陸上養殖に必要な費用の支援については、がんばる養殖復興支援事業等の国事業の活用も考えられるところではありますが、宮古市、漁協、生産者と相談しながら検討していきます。（B） 3 新たな魚介類養殖について、県では、ホタテガイに比べ、貝毒が抜けやすく、高水温にも強いアサリ養殖の事業化に向けて取り組んでいるところです。 水産技術センターでは、県内で生息が確認されたヨーロッパヒラガキについて、種苗生産技術の確立に取り組んでいるところであり、引き続き、関係機関、団体と連携しながら、新たな魚介類養殖の可能性について調査、研究を進めています。（A）	沿岸広域振興局	水産部	A：1、 B：2

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月5日 (金)	9 観光の振興について (1) 三陸ジオパーク及びみちのく潮風トレイルの利用促進について	三陸ジオパーク及びみちのく潮風トレイルの利用促進のため、以下のとおり要望します。 1 三陸ジオガイドの育成が三陸ジオパークの魅力拡大につながることから、研修会や育成プログラムを実践すること。 2 みちのく潮風トレイルを本県の代表的な自然散策体験観光として位置づけ、周知宣伝を図り誘客を強化すること。	1 県では、三陸ジオパーク推進協議会と連携して平成28年度から三陸ジオパーク認定ガイドの養成を行っており、令和6年4月末現在で62名の方々が認定ガイドとして活躍されています。 また、認定ガイドの更新講習会やガイド研修会は、今年度も引き続き実施していくこととしており、その実施に当たっては、新たに地質等に関する研修を実施し、その理解を深めることとしているほか、先進地からジオガイドを講師として招き、ガイドスキルの向上を図るなど、研修内容の充実を図ることとしています。 今後も、ジオパークの魅力発信のため、三陸ジオパーク推進協議会と連携し、研修内容の充実を図りながら、育成プログラムに沿った認定ガイドの養成に取り組んでいきます。(A) 2 県では、これまでも三陸DMOセンター等と連携してみちのく潮風トレイルをはじめ、三陸復興国立公園や三陸ジオパークなど、三陸固有の資源を生かした観光ルートの情報発信や地域資源の磨き上げ等に取り組んできたところです。 また、市町村、観光関連事業者等で構成するいわて観光キャンペーン推進協議会を設置して、オール岩手で誘客拡大や受入態勢整備などの観光振興に取り組んでいるところです。 令和6年度は、三陸DMOセンターと連携して、みちのく潮風トレイルへの来訪者の動向調査を行うとともに、令和6年10月から12月の3か月間、若い世代から注目度の高い各エリアの特色ある秋の観光コンテンツやイベント等を活用して「日常から離れて自然や絶景・食を楽しみながらリフレッシュ」したい若者をターゲットに、秋季	沿岸広域振興局	経営企画部、保健福祉環境部	A：1、 B：1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
			観光キャンペーンを展開し、関係事業者と連携した受入態勢整備事業や岩手県へ来訪する観光客の内陸から県北・沿岸への周遊を促す旅行商品造成支援等を実施したほか、ＪＲ東日本グループ等との連携による「みちのく潮風トレイル」をテーマにしたセミナーの開催等を実施し、三陸沿岸地域の誘客拡大に取り組んだところです。 令和７年９月から１１月まで岩手県がＪＲ東日本の重点共創エリアとして指定されていることから、引き続き、市町村や関係団体、事業者等と連携してオール岩手で観光振興に取り組んでいきます。 また、インバウンドの誘客拡大に向けては、令和７年９月に海外のメディアや旅行会社を招く「Adventure Week 東北 2025」が開催され、FAMトリップや商談会が行われることから、この機会を活かし、「みちのく潮風トレイル」について、東北一体となった誘客促進を図るとともに、情報発信や受入態勢の整備に取り組んでいきます。 （Ｂ）			

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月5日 (金)	9 観光の振興について (2) 観光関連施設の修繕について	度重なる災害や大雨により破損した箇所及び老朽化した施設について、以下のとおり要望します。 1 老朽化した浄土ヶ浜第一駐車場トイレを建て替えること。 2 臼木山トイレを洋式化すること。 3 浄土ヶ浜園地のマリンハウスから遊覧船乗り場までの遊歩道トンネルについて早急に補修すること。 4 みちのく潮風トレイルルート上の三王園地遊歩道、女遊戸から佐賀部、鮎ヶ崎から姉吉など自然遊歩道及び鮎ヶ崎灯台敷地内の東屋について、老朽化した階段や手すり（ロープで代用している箇所を含む）、橋を早急に改修すること。	宮古市内の自然公園においては、令和6年度までに田老地区の歩道再整備や鮎ヶ崎灯台トイレの改修などを行っていますが、自然公園施設の整備については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性等を考慮しながら整備を進めている状況です。 1 浄土ヶ浜第一駐車場トイレについては、これまでに洋式トイレへの温水洗浄便座の設置や浄化槽の修繕など老朽化対策を行ったところです。建て替えについては、周辺施設の状況も踏まえ、適切な規模や形態について、引き続き貴市と意見交換を行い、整備方針を検討していきます。（B） 2 臼木山トイレについては、これまでに多目的トイレの整備等を行ったところです。引き続き貴市と意見交換を行い、利用形態や利用状況を考慮しながら整備方針を検討していきます。（B） 3 浄土ヶ浜園地のマリンハウスから遊覧船乗り場までの遊歩道トンネルについては、北側入口上部のコンクリートにクラックがあることを確認しています。このトンネルについては、毎年度、定期的に現地調査を行っているところであり、これまで大きな状況変化は確認されていませんが、引き続き状況を注視しながら補修等の対応を検討していきます。（B） 4 三王園地遊歩道の転落防止柵（平成30年度施工箇所を除く）や鮎ヶ崎灯台に至る遊歩道の木橋については、令和6年度に再整備に着手したところであり、早期の完了を目指していきます。このほかの施設については、引き続き貴市及び関係機関と意見交換を行い、整備方針を検討し	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	A：1、 B：3

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
			ていきます。 なお、国立公園の特別保護地区及び第1種特別地域等における施設整備については、国が行うこととされていることから、国による再整備を要望していきます。（A）			

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月5日 (金)	10 医療・福祉の充実について (1) 県立宮古病院の医師の確保等について	宮古医療圏の中核病院として、圏域住民の命を支える重要な役割を担う県立宮古病院について、以下のとおり要望します。 1 県立宮古病院の医師及び看護師の不足を解消し、医療サービスの向上に努めること。 2 救命率の向上及び後遺症の軽減のため、ドクターヘリを増機するなど搬送体制の強化を図ること。 3 県立宮古病院に救命救急センターを設置すること。	1 県立宮古病院の常勤医師の配置又は増員については、派遣元である大学医局においても医師の絶対数が不足していることから厳しい状況が続いているため、関係大学からの診療応援や県立病院間の連携等により、診療体制の維持に努めているところです。 県では、医師の地域偏在の更なる解消に向けて、医師不足が深刻な沿岸・県北地域への奨学金養成医師の配置に向けて、令和3年度に配置対象となった奨学金養成医師から、沿岸・県北地域での2年間の勤務を必須化しており、令和6年度に配置した172名の養成医師のうち、14名を宮古病院に配置したところです。 県としては引き続き、関係大学を訪問し医師の派遣を強く要請していくほか、即戦力となる医師の招聘や奨学金養成医師の計画的な配置等に努めながら、医師の確保に取り組んでいきます。 看護師については、今年度も必要な体制を確保しているほか、病院からのヒアリング等に基づき育休代替職員を措置するなど、体制整備に努めているところです。 沿岸地域の病院は欠員が生じた場合、看護師免許取得者を確保することが難しい状況となっていることから、看護師の募集において、受験資格を緩和した沿岸枠（久慈・宮古・山田・大槌・釜石・大船渡・高田）を設定し、受験しやすい環境整備に努めており、引き続き必要な看護師数の確保に取り組んでいきます。（B）	沿岸広域振興局	経営企画部、保健福祉環境部	B：2、 D：1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
			2 本県ドクターヘリについては、平成 24 年度の導入後これまで円滑に運航されており、平成 25 年度からは北東北三県の広域連携による運航を開始し、県北沿岸地域における救急医療体制の強化を図っているところです。 ドクターヘリの増機は、必要な医師、看護師のスタッフ確保などの課題があり困難ではありますが、今後とも、広域連携による運航を継続しながら、必要な救急医療体制の確保に努めていきます。（B） 3 本県の三次救急医療体制については、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を 24 時間体制で受け入れるため、面積が広大で山間部が多いという地理的状況等も踏まえ、岩手医大附属病院高度救命救急センターを含め 4 病院を救命救急センターに指定しているところです。 県立宮古病院への新たな救命救急センターの設置は、必要なスタッフの確保などの課題があり困難ですが、ドクターヘリも活用しながら必要な三次救急医療体制を確保していきます。（D）			

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月5日 (金)	10 医療・福祉の充実について (1) 高校生までの医療費助成制度の拡大について	子育て世帯にとって大きな負担となっている子どもの医療費を、国、県及び市町村で支援していくため、以下のとおり要望します。 1 県事業として実施する医療費助成について、全県的に実施している現物給付との統一を図り、高校生（入院・外来）まで対象を拡大すること。 2 全国一律のこども医療費助成の制度創設について、国に強く働きかけること。	1 各市町村の医療費助成については、それぞれの政策的判断のもとに、単独事業として拡充が進められてきていますが、県では、広域的な視点から、より専門的なサービスの提供を行う役割があることから、県立病院事業に約200億円を繰り出すなど、市町村単位では実施が困難な施策を実施してきたところです。 県が助成対象を拡大する場合、重度心身障がい児・者など他の助成制度との公平性にも配慮する必要があり、県の政策全体の中で、総合的に検討する必要があると考えています。(C) 2 本県のみならず、全国的に支援の拡充が進む中、子ども医療費助成については、全国の自治体から、全国一律の制度の創設が強く求められており、これまでも国に対し、全国知事会としても、全国一律の制度を創設するよう要望してきたところですが、今後も粘り強く国に対し働きかけを行っていきます。(A)	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	A：1、 C：1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月5日 (金)	10 医療・福祉の充実について (3) 介護施設等の整備に関する補助単価の引き上げと介護職員の人材確保について	介護施設の新規整備に関し、実勢単価を反映した補助単価の引き上げと介護人材確保について、以下のとおり要望します。 1 地域医療介護総合確保基金における施設開設補助について、補助単価の引き上げを国に強く働きかけること。 2 県独自補助の創設又は他の補助メニューを併用できる制度を整備すること。 3 人材の確保に向けて、介護職員の給与を全産業平均の水準まで引き上げるようさらなる処遇改善策について、国に強く働きかけること。	地域医療介護総合確保基金を活用した介護施設等整備事業費補助については、国が建設コストの高騰等に対応して、令和5年6月23日付けで基金の管理運営要領を改正し、基準額の上限を8.9%引き上げたことを踏まえ、県においても同要領の改正に沿って基準単価の上限額を改正し、令和6年度の補助事業を行っているところです。 県としては社会情勢の変化等を注視し、財源措置も含めて、必要に応じて国に働きかけていきます。(A) また、国が補助対象としていない広域型特別養護老人ホーム等の整備に関しては、県では県独自の財源で老人福祉施設整備費補助の制度を設け、全国平均を上回る単価により補助を行っています。当該補助は、地域医療介護総合確保基金を活用して行われる設備整備等の施設の開設準備に係る経費や防災・減災対策を目的とする非常用自家発電設備等の経費に対する補助と併用して活用することが可能です。 県としては、市町村の計画に基づいて行われる介護施設等の整備が着実に行われるよう、他の都道府県の取組も参考にしながら、引き続き補助の内容を研究していきます。(B) 介護職員の処遇改善については、介護職員等ベースアップ等支援加算の新設等これまで累次の取組が行われてきたことに加え、令和6年2月から5月までの介護職員の収入を2%程度、月額6,000円相当引き上げる措置が行われています。 また、介護職員の処遇改善を図るため、令和6年度介護報酬改定において、介護職員の処遇改善に係る加算を一本化し、加算率の引上げ及び配分の工夫が行われていますが、介護人材の確保や介護	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	A：2、 B：1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
			サービスの質の向上に向け、現行の処遇改善加算の対象外となっているサービス事業所も対象にするとともに、少なくとも全産業平均の賃金水準に達するまで、更なる処遇改善を継続的に行うよう介護人材確保対策の一層の拡充について要望しています。（A）			

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月5日 (金)	10 医療・福祉の充実について (4) リハビリテーションセンターのサテライト施設の設置について	沿岸地域において、回復期リハビリテーションを担う高度で専門的な医療を充実させるため、以下のとおり要望します。 1 リハビリテーションセンターのサテライト施設を市内に設置すること。	県では、リハビリテーション医療の中核施設として、いわてリハビリテーションセンターを設置し、地域の医療機関や施設との連携により、県内のリハビリテーション医療の充実に取り組んでいるところです。 また、リハビリテーションセンターのいわゆるサテライト施設の整備については、「岩手県リハビリテーション協議会」等の場において、本県のリハビリテーション医療に係る現状・課題を分析の上、県立病院を始めとして県内の医療機関や関係団体と連携しながら、検討を進めていきます。(B)	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	B：1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月5日 (金)	11 教育環境の整備について (1) 教育環境の整備について	度重なる災害による家庭環境の変化や、複雑化、多様化する教育課題や学習指導要領の改訂に対応するため、以下のとおり要望します。 1 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを増員すること。 2 指導主事の配置数について、現定数を維持すること。	1 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置については、沿岸部をはじめ、県内全域において震災起因に係る問題を抱えた児童生徒の実状を把握するための調査に基づき、また、様々なデータをもとに生徒指導上の諸課題を抱える学校の実態を踏まえながら、支援が必要な学校へ適切な配置しているところです。 今後も、国に対して「緊急スクールカウンセラー等活用事業」等による特別措置の継続を要望していくとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携した各学校の教育相談体制の充実を目指し、適正な配置に努めていきます。(B) 2 指導主事の配置については、全県的に市町村間の配置の均衡を図る観点から、平成25年度において、全市町村に各1人配置し、学校数・学級数等が多い市町村には規模に応じて複数配置するよう見直しを行ったところであり、宮古市については、令和6年度も引き続き2人を配置しています。 令和7年度以降の配置については、各市町村の状況及び国庫負担定数の措置状況等を踏まえて、検討していきます。(B)	沿岸広域振興局	経営企画部	B：2

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月5日 (金)	11 教育 環境の整備について (2) 岩手県立宮古水産高等学校の存続について	気候変動などの影響により、三陸の海洋環境は大きく変化し、従来の魚種の漁獲量が維持できない危機的状況です。 これからの三陸の漁業・水産業を振興し、豊かな海とともに暮らすことを望む児童生徒に、従来の養殖漁業に限らず「海面養殖」「陸上養殖」を通じ、海洋教育によりキャリア教育や生きる力を育む環境を整える必要があります。 そのためには、専門的な知識及び技術が習得できる高等教育の更なる充実が必要であることから、以下のとおり要望します。 1 岩手県立宮古水産高等学校を存続すること。 2 養殖への専門的な知識及び技術を習得できる環境を整備すること。	本県の沿岸漁業を支える人材育成は重要な課題と認識しており、令和3年5月に策定した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」（以下「後期計画」という。）においても、「地域や地域産業を担う人づくり」等を基本的な考え方とし、産業人材としての確かな基盤を育成できる教育環境を整備することとしています。 この考え方に基づき、宮古地域においては、基幹産業である水産業をはじめ、ものづくり産業等に関する専門的な学びを希望するより多くの生徒が集う学校の整備に向け、宮古水産高校と宮古商工高校をそれぞれ単独で維持しつつ、老朽化が進む両校の校舎及び施設等を同一校地内に集約して、両校の施設の共有化を図るなど、一体的な整備を行うこととしました。これにより、水産、家庭、商業、工業の各専門分野が連携して学びの充実等を図り、新たな時代をリードする産業人材の育成等を目指すものです。 県教育委員会では、後期計画の終期を見据え、令和5年度から次期県立高等学校再編計画の土台となる県立高等学校の在り方の検討に着手しているところであり、有識者や各地区各界の方々からの御意見も伺いながら、今後の水産教育も含めた、本県における県立高校教育のより良い在り方について、慎重に検討していきます。（B） また、養殖への専門的な知識及び技術を習得できる環境を整備することについて、宮古水産高校海洋生産科では、生徒の希望に応じて2年生から船舶運航コース及び食品資源コースに分かれて、より専門的な学びを行う教育課程としており、食品資源コースでは水産業の6次産業化に対応するため、水産物の生産から加工、流通、販売に関する	沿岸広域振興局	経営企画部	B：2

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
			科目を幅広く学習する中で、栽培漁業（増殖・養殖）等に関する知識と技術について専門分野の教育を行っており、引き続き栽培漁業を担う人材の育成に向けて、学習環境の整備に努めていきます。（Ｂ）			

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月5日 (金)	11 教育環境の整備について (3) 幼児教育・保育の無償化に係る対象年齢の拡大及び副食費の無償化について	幼児教育・保育の無償化に係る保育料は「いわて子育て応援保育料無償化事業」により、課税世帯の第2子以降で3歳未満の子どもについて無償化されていますが、第1子については依然として無償化の対象になっていません。 また、副食費についても保育料と分離され無償化の対象となっていないことから、以下のとおり要望します。 1 「いわて子育て応援保育料無償化事業」の対象を拡大し、課税世帯の3歳未満の第1子についても対象とすること。 2 副食費は保育料と分離せず、どちらも国の制度の中ですべて無償化するよう、国に強く働きかけること。	幼児教育・保育の無償化については、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われることが重要であることから、3歳未満児の保育料や副食費を含む幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現するよう、引き続き国に要望していきます。(B)	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	B : 2
令和6年 7月5日 (金)	11 教育環境の整備について (4) 学校給食費の無償化の早期実現について	国に先行して子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、以下のとおり要望します。 1 全県で学校給食費を無償化するための財政支援を講じること。	給食費については、学校設置者である各市町村において、保護者負担の軽減に取り組んでいるところですが、居住している地域により、家庭の負担に差が生じることがないようにすることが必要と考えております。 学校給食費の無償化については、国において、こども未来戦略方針に従い、令和5年に学校給食の実態調査を行い、令和6年6月に調査結果、12月に課題の整理が公表されたところであり、今後、具体的方策の検討が進められていくものと承知しているところです。 本来、自治体ごとの財政力に応じて格差が生じることのないよう同等の水準で行われるべきものであることから、引き続き国に対し働きかけていきます。	沿岸広域振興局	経営企画部	B : 1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年7月5日（金）	12 国に対する要望の強化について （1）福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出について	ALPS処理水の海洋放出によって風評被害が生じていることから、以下のとおり要望します。 1 ALPS処理水の海洋放出によって新たな風評被害が生じていることから、処理水については、海洋放出によらない新たな処理・保管方法を引き続き検討すること。また、汚染水の発生を抑制する対策を講じるとともに、トリチウムの除去技術開発に取り組むこと。 2 処理水等に関して丁寧に説明等を行い、風評被害を発生させないよう取り組むこと。 3 水産資源への風評被害の対応は、国が主体となり、財政支援を含め速やかに行うこと。	ALPS処理水の処分は、本県の自然環境や漁業を始めとする産業に影響を及ぼすものであってはならないというのが一貫した県の考え方であり、これまで様々な機会を捉えて、関係団体や関係市町村等に対する丁寧な説明と慎重な対応を国に要望してきたところです。 令和6年度は、令和6年6月に実施した政府予算要望において、「正確で分かりやすい情報発信と丁寧な説明など市町村や関係者等の理解を得る取組の継続」、「徹底した安全対策とあらゆる分野に対応した万全な風評対策など国内外の理解と安心が得られる取組の実施」、「実態に即した賠償基準の柔軟な運用や損害賠償請求手続の簡素化、損害を被った全ての事業者に対する迅速かつ確実な賠償」、「水産物の安全性・魅力の発信や販売促進、小売・飲食業界における取引継続・拡大、地方が行う取組に対する支援など、消費拡大に向けた取組の実施」及び「トリチウムの分離技術など更なる処理技術の研究開発の推進」などについて、国が責任を持って取り組むよう要望したところです。 なお、国では令和5年9月4日に国内消費拡大・生産持続対策、風評影響に対する内外での対応、輸出先の転換対策、国内加工体制の強化対策、迅速かつ丁寧な賠償の5本柱から成る総額1,007億円の「水産業を守る」政策パッケージを発表しています。 県では、引き続き、ALPS処理水の海洋放出による影響の把握や、漁業者等からの相談に丁寧に対応するとともに、市町村や関係団体と連携を図りながら、漁業者、水産加工業者の事業継続、賠償等について、万全の対応が行われるよう、様々な機会を捉えて国に要望していきます。（B）	沿岸広域振興局	経営企画部、水産部	B：3

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月5日 (金)	12 国に対する要望の強化について (2) 災害援護資金の償還免除等の取扱いについて	災害援護資金の貸付期間が終了を迎えるが、物価高騰の影響や高齢のため、償還期間内の返還が困難な人がある状況です。被災者救済の趣旨にふさわしい対応が望まれることから、以下のとおり要望します。 1 現行の免除要件の適用にあたり、償還困難、無資力等の要件について、具体的な運用基準を明示すること。 2 最長13年となっている償還期間について、阪神・淡路大震災の例に準じ、当面5年間償還期間が延長されるよう、所要の法令等改正を行うこと。	県では、償還が始まった平成29年度以降、債権管理に係るマニュアルの作成・配布や市町村担当者等会議を開催し、債権管理に係る先進地の取組事例の紹介などにより、市町村の適正な債権管理の取組を支援してきたところです。 償還免除の要件については、国から具体の基準や取扱い事例が示されていないため、償還の猶予や免除などの運用基準や具体的な取組事例を示すなど、円滑な債権管理事務に向けた支援を要望しているところです。(B) また、阪神・淡路大震災の例に準じ、所要の法令の改正等を行い、国庫貸付金の償還期限が延長されるよう、併せて要望しているところであり、今後も県内市町村の状況や意向などを把握しながら、必要な対応を検討していきます。(B)	沿岸広域振興局	経営企画部	B：2
令和6年 7月5日 (金)	12 国に対する要望の強化について (3) 過疎対策事業債の償還期限の延長について	財政融資資金における過疎対策事業債の償還期限は、下水道や学校など一部施設を除き12年と短期間となっていることから、財政負担の平準化を図るため、以下のとおり要望します。 1 財政融資資金の償還期限について、地方公共団体金融機構資金と同様、その期間を30年に延長すること。 2 財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金における既往債についても、延長後の償還期限を適用すること。	1・2 地方債の償還年限は、世代間負担の公平の観点から公共施設の耐用年数等を勘案し設定されるものですが、国では、令和7年度から、公共施設マネジメント特別分に該当する事業の一部について、固定金利方式であっても償還期間を30年に延長するなど、公的資金に係る配慮に努めているところです。 県としては、こうした動向を注視するとともに、引き続き、過疎対策事業債における財政融資資金の償還期限延長について、全国過疎地域連盟と連携しながら、国に要望していきます。(B)	沿岸広域振興局	経営企画部	B：2

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月5日 (金)	12 国に対する要望の強化について (4) 緊急防災・減災事業債の延長について	緊急防災・減災事業債は、令和7年度までの時限措置ですが、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震や土砂災害等の自然災害への対策を推進するための貴重な財源です。防災対策を推進するため、以下のとおり要望します。 1 防災資機材等の整備、避難誘導標識の整備、防災行政無線の整備・拡充などを実施し、災害に強いまちづくりを進めるため、緊急防災・減災事業債を令和8年度以降も継続すること。	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等が遠くない将来に発生する可能性が高まっていることや、近年、災害が激甚化・頻発化していることから、被害を最小限に抑えるために早急な対策を講じる必要があります。 一方、東日本大震災津波からの復興に取り組んでいる県及び沿岸市町村にとっては、新たな対策は更なる負担となることから、緊急防災・減災事業等を活用しながら災害に強いまちづくりを進める必要があります。 国では、緊急防災・減災事業の事業期間について、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間等を踏まえて、令和7年度まで延長しているところです。 県では、国土強靱化に資するきめ細やかな対策を円滑に進められるよう、緊急防災・減災事業等の恒久化や対象事業の拡充など必要な措置を図ることについて、北海道東北地方知事会等を通じて要望しており、今後も、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」後における国土強靱化の取組の動向を注視しながら、必要な対策を国に要望していきます。(B)	沿岸広域振興局	経営企画部	B：1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月5日 (金)	12 国に対する要望の強化について (5) 脱炭素に向けた再生可能エネルギーの推進について	地域の脱炭素に繋がる再生可能エネルギーの更なる導入促進に向け、以下のとおり要望します。 1 燃料価格や電気・ガス料金の高騰の影響を受ける中小企業の省エネ化や自家消費型の太陽光発電設備及び蓄電池の導入に向けた支援を拡充すること。 2 国主導による送電網の増強と併せ、地域に裨益(ひえき)する再生可能エネルギーが優先される系統利用ルールを的確に運用すること。 3 世界情勢に左右されない、安定的なエネルギーの供給を行うため、太陽光発電や風力発電など、国産再生可能エネルギーの技術開発と実用化に向けた施策を強力に推進するとともに、その普及拡大を図ること。 4 国において、再生可能エネルギーの切り札として検討を進めている大規模洋上風力発電事業の推進にあたり、地元発注による雇用の拡大をはじめ、地域経済の発展に資する取り組みを進めること。	1 本県の地球温暖化対策実行計画では、産業部門の温室効果ガス削減目標は41%（2013年度比）、業務部門は60%（2013年度比）と設定しており、目標達成のためには、県内事業者等の脱炭素化の一層の促進が不可欠であると認識しています。 このため、県では、中小事業者等を対象に自家消費型太陽光発電設備導入やEVと蓄電池等をセットで補助するほか、令和6年度からは中小事業者等を対象としたLED照明や高効率空調設備導入補助の上限を引き上げるなど、取組の充実を図っているところです。 こうした補助制度の財源には、国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用しているところであり、十分な予算が確保されるよう、引き続き国に対し要望していきます。(B) 2 再生可能エネルギーの導入拡大には、発電した電力が安定して電力系統に接続されることが必要であり、このためには、送配電網の充実・強化とともに、電力系統の混雑解消対策であるノンファーム型接続や再給電方式の的確な運用が必要であることから、系統増強等について、引き続き、国に対して要望していきます。(B) 3 宮古市では、脱炭素先行地域に選定された事業の中で、国産中型風力発電等の再生可能エネルギーの地産地消を通じた地域内経済循環による持続可能な街づくりを目指されていると承知しております。 国では、GX実現に向けた基本方針において、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けて、	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	B：4

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
			次世代型太陽光の開発や浮体式洋上風力発電の実証等に取り組むこととしており、国産再生可能エネルギーの技術開発等について、全国知事会等と連携しながら、引き続き、国に対して要望していきます。（B） 4 洋上風力発電は、大量導入やコスト低減が可能であるとともに、経済波及効果が期待されることから、県としても重要な取組であると認識しています。 県としても先行事例における地域経済への波及効果や課題の把握に努めるとともに、洋上風力発電事業が地域経済に大きく貢献できるよう、必要に応じ国に対し要望していきます。（B）			

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月5日 (金)	12 国に対する要望の強化について (6) E T B E の水道水の要検討項目への追加について	ガソリン構成要素の一つE T B E が混入した地下水は臭いが強く、飲料水としての品質を著しく低下させます。津軽石地区で水道水にE T B E が混入したことで、長期間に及ぶ給水活動を余儀なくされました。安全で安心な水道水を確保するため、以下のとおり要望します。 1 E T B E について、水道法上の水道水の要検討項目に追加すること。	貴市の津軽石地区で水道水の水質異常が発生した際には、水道利用者への周知や給水活動等の対応や国への報告など、水道水の安全確保に取り組まれたものと承知しています。 水道法上の水道水の要検討項目は国が設定しており、E T B E の追加については、貴市の事例や要望内容について、機会を捉えて国に伝えていきます。(B)	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	B : 1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月5日 (金)	12 国に対する要望の強化について (7) 加齢性難聴者への補聴器購入助成について	本市では耳の聞こえに不自由を感じている高齢者は約60%に上ります。難聴が進むと人の話が聞きづらくなり、社会から孤立し、認知症になる危険性が高くなります。加えて、緊急時の防災無線などの情報収集が困難になり、生命に危険が及ぶ可能性があります。 全国的にも独自の支援策に取り組む自治体が増えていることから、以下のとおり要望します。 1 身体障害者手帳の対象とならない加齢性難聴者に対する補聴器購入助成について、国における公的助成制度を創設すること。	加齢による聴力の低下は、高齢者が閉じこもる要因の一つと考えられており、閉じこもりによって社会活動への参加が消極的になり、認知症の発症をはじめとした要支援・要介護状態に陥ることが懸念されます。こうしたことから、加齢性難聴者に対する適切な配慮や支援が行われることは、介護予防のみならず高齢者の生活の質の向上に資するものと認識しておりますが、現行の公的支援制度（障害者総合支援法）においては、高度・重度の難聴者のみが支援の対象となっているところです。 認知症との関係については、国が策定した認知症施策推進基本計画において、高齢者の介護予防や生活の質の維持、日常生活・社会生活の活発化のために重要な難聴の早期の気づきと対応の取組を促進するとともに、その効果を検証するとされており、研究が進められているものと認識しています。 これらのことから、県では、国に対し、当該研究を進めるとともに、その研究成果を踏まえた上で、障害者総合支援法の対象とならない加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度を創設するなど支援を充実するよう要望したところであり、引き続き、国の研究成果やそれを踏まえた補聴器購入に対する補助制度の創設等に係る動向を注視していきます。(B)	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	B：1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月5日 (金)	12 国に対する要望の強化について (8) 国民健康保険に対する国の財政支援の拡充・強化について	国民健康保険制度における諸課題に対応し、被保険者の保険料負担の軽減を図るため、以下のとおり要望します。 - 国民健康保険の構造的な課題に対応するため、国庫負担割合の引上げなど、国の責任と負担において実効ある措置を講じること。 - 妊産婦医療費助成の現物給付に対する国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止すること。 - 子どもに係る均等割保険料(税)の軽減について、対象を18歳以下の全ての子どもに拡充するとともに、国の責任において必要な財源を確保すること。	1 県では、国保制度改革に伴い、平成30年度以降、財政基盤の強化のために国において毎年実施することとされた約1,700億円の財政措置の拡充を今後においても確実に実施するとともに、制度の構造的な課題を踏まえた将来にわたる持続可能な制度の確立や国民の保険料負担の平準化等に向けて、国庫負担率の引上げなど、様々な財政措置を講じ、今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の安定化を図るよう、政府予算提言・要望において国に要望しています。 また、東日本大震災津波により被災した市町村の国保財政は、医療費の増加等により依然として厳しい状況にあることから、安定的な運営が図られるよう、調整交付金の増額や、国費による補填など、十分な財政措置を講じるよう、併せて、国に要望しています。(A) 2 県では、人口減少対策における総合的な子育て支援施策の一環として、厳しい財政状況がありますが、市町村等と協議の上、現物給付の対象を高校生等まで順次拡大してきたところです。 現物給付に伴う国民健康保険国庫負担金等の減額調整措置の撤廃については、これまでも継続して国に要望してきたところであり、令和5年12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」において、「こども医療費助成」に係る減額調整措置を廃止することとされましたが、妊産婦等については、依然として減額調整の対象となっていることから、対象に関わらず廃止するよう国に要望しています。(A) 3 県としても、国民健康保険における「均等割」	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	A : 3

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
			の課税が、子育て世代の保険料負担を重くしている実態があると認識しており、子育て支援や医療保険制度間の公平性の確保の観点から、令和4年度から施行とされている未就学児に係る均等割保険料の軽減対象年齢及び軽減額を拡充するよう、政府予算提言・要望や全国知事会としてにおいて国に要望しているところであり、今後も様々な機会を通じて国に対する働きかけを行っていきます。（A）			

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月5日 (金)	12 国に対する要望の強化について (9) 0歳から2歳までの障がいのある子どもへの早期発達支援について	就学前の障がいのある子どもへの児童発達支援は、3歳から5歳までを利用料無償化の対象としています。年齢や経済状況に関わらず、障がいのある子どもが等しく支援を受けられるよう、以下のとおり要望します。 1 児童発達支援の無償化を、3歳未満児まで拡充すること。	児童発達支援事業は、子どもの就学等を見据えた集団生活への適応に向けて、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得を支援するもので、現在3歳から5歳までは国の施策により無償化されているところです。 3歳未満児への対応については、サービスの利用実態や、利用者負担の状況を把握した上で、国において支援のあり方を検討する必要があると考えています。(C)	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	C : 1
令和6年 7月5日 (金)	12 国に対する要望の強化について (10) 地域生活支援事業費等補助金の適切な交付について	地域生活支援事業費補助金の交付額は、法で定める補助率の上限と乖離しており、自治体の負担が大きくなっていることから、以下のとおり要望します。 1 地域生活支援事業費等補助金について、自治体の事業実施に必要な予算を十分に確保し、配分すること。	県においては、地域のニーズに基づき必要な事業が実施できるよう、十分な財源措置について、これまでも国に対して要望を行っており、令和7年度政府予算提言・要望においても要望を行いました。 また、全国知事会からも同様の要望を行う予定となっており、今後も機会を捉えて国へ要望していきます。(B)	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	B : 1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月5日 (金)	12 国に対する要望の強化について (11) 国土調査関係予算の確保について	災害等に備えるために地籍調査を促進させることが必要ですが、広大な市域を有する本市の未調査面積の大部分が山村部であり、地籍調査事業の進捗率は46%と遅れています。 負担金の要望額に対する配分額が低い状況であることから、以下のとおり要望します。 1 財源を十分確保し、要望額に対する配分額を増額すること。	地籍調査事業は、公共事業の工期短縮や用地取得に係るコストの縮減などの効果があり、とりわけ近年は東日本大震災津波や頻発する豪雨災害からの復旧において、正確な境界復元が可能になるなど、その重要性が改めて認識されたところです。 こうした中、県では、国の第7次国土調査事業十箇年計画に基づき策定した県計画により、市町村が策定した防災対策、森林施業・保全等の施策と連携し進めることとしています。 このため県では、県計画の着実な推進に向けて、市町村の要望に応え得る予算確保のため、令和6年6月に国に対し要望を行いました。 今後も、市町村及び岩手県国土調査推進協議会等の関係機関・団体と連携しながら、国に対し十分な予算の確保と本県への配分を強く働きかけるなど、予算の確保に努めていきます。(B)	沿岸広域振興局	農林部	B：1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月5日 (金)	12 国に対する要望の強化について (12) クロマグロの漁獲可能量の増枠について	定置網漁は、漁法の特徴上、魚種を選択し採捕できず、毎年、多くのクロマグロを放流している状況であることから、以下のとおり要望します。 1 クロマグロは、近年、漁獲規制効果により資源量が回復傾向に転じていることから、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）において、日本の漁獲枠の増枠を強力に働きかけること。 2 国内及び県内の配分において、近年の放流状況を勘案した配分を行うこと。 3 魚種の選択性が低い定置漁業におけるクロマグロの漁獲可能量を増枠すること。	国際的な資源回復の取組みが進められているクロマグロについて、県では国に対して、本県沿岸にクロマグロの来遊が増加し、漁獲量が増大していることから、引き続き、国際会議において増枠に向けた提案を行うとともに、漁獲可能量の配分方法の見直しにより、本県への配分を拡大するよう要望しています。（A） 放流状況を勘案した配分については、客観的なデータの収集や漁業種類間の取扱いなどの課題があり、漁獲可能量を遵守するためにクロマグロの放流等に係る定置漁業者の負担が増えていることから、県では国に対し、「クロマグロ混獲回避活動支援事業」の継続と支援対象経費及び補助の上限の引き上げを要望しています。（B） 本県のクロマグロの漁獲は、魚種の選択性が低い定置網漁業が占める割合が多いことから、引き続き、国に対し、本県への配分の拡大や定置網漁業者の負担軽減に向けた支援を要望するなど、関係機関・団体と連携しながら、取り組んでいきます。（B）	沿岸広域振興局	水産部	A：1、 B：2

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月5日 （金）	12 国に対する要望の強化について (13) 廃校施設解体経費の財政支援について	学校統廃合による廃校施設の解体について国庫補助事業の対象外となっており、多額な経費の財源確保が課題となっていることから、以下のとおり要望します。 1 廃校施設の解体経費にかかる財政支援制度を創設すること。	廃校舎の解体に要する経費については、統合により新築する場合や改築、長寿命化改良工事と併せて既存廃校舎等の解体を実施する場合にあっては、既存廃校舎等の解体経費が国庫補助事業の対象とされています。 一方、廃校後活用が図られず遊休施設となっている施設の除去（解体）事業に対する補助制度はありませんが、平成26年度から公共施設等の除却についての地方債の特例措置が講じられており、平成29年度からその充当率が90パーセントに引き上げられております。 しかしながら、廃校施設の解体には、多額の経費を要し、各自治体の負担が大きいことから、遊休化している施設を含めた廃校施設の解体に係る財政支援制度の創設など、今後も全国の都道府県と連携し国に要望するなど、様々な機会を捉えて働きかけを行っていきます。（B）	沿岸広域振興局	経営企画部	B：1
令和6年 7月5日 （金）	12 国に対する要望の強化について (14) 学校施設環境改善交付金に係る補助率・配分基礎額の引き上げについて	学校施設環境改善交付金の配分基礎額が必要経費の全てを対象としていません。また、配分基礎額における建築単価が実勢価格と乖離しています。これらにより、自治体の負担が大きくなっていることから、以下のとおり要望します。 1 補助率及び配分基礎額を拡充すること。	国は、令和6年度予算において、学校施設環境改善交付金の算定基礎となる建築単価の引き上げを行いました。 しかしながら、学校施設の改築や改修には多額の経費を要し、各自治体の負担が大きいことから、補助率の引き上げ等について、国に対し要望しているところです。 今後も全国の都道府県と連携し国に要望するなど、様々な機会を捉えて働きかけを行っていきます。（B）	沿岸広域振興局	経営企画部	B：1